

◎公表すべき維持管理状況に関する情報(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項)

焼却処理した一般廃棄物の数量											可燃ごみ	単位:トン
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	1,029.15	1,077.06	1,044.99	943.58								
2号炉	999.20	1,029.43	1,044.27	870.80								
合計	2028.35	2106.49	2089.26	1814.38	0	0	0	0.00	0.00	0	0	0

・燃焼ガス温度等												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃焼室中の燃焼ガス温度	測定位置:燃焼室出口											単位:℃
1号炉	1000	1027	1045	1050								
2号炉	983	969	984	1041								
集塵器流入燃焼ガス温度	測定位置:集塵機入口											単位:℃
1号炉	197	197	197	197								
2号炉	197	197	197	197								
一酸化炭素濃度	測定位置:誘引送風機入口											単位:ppm
1号炉	6	11	10	8								
2号炉	6	14	6	7								

※測定値については連続測定のため、日平均の月平均。

・ガス冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去				
除去を行った設備	1号炉ガス冷却設備	1号炉排ガス処理設備	2号炉ガス冷却設備	2号炉排ガス処理設備
実施日	運転中、タイマーにて随時実施		運転中、タイマーにて随時実施	

・排ガス測定の結果
1号炉

焼却炉		1号炉			
採取場所		煙道	煙道	煙道	煙道
採取日		2025/4/23			
報告日		2025/6/16			
測定項目	基準値				
ばいじん(g/m ³ N)	0.15	<0.01			
硫黄酸化物(mN/h)	()内の数値	0.39(0.097)			
窒素酸化物(ppm)	250	140			
塩化水素(mg/m ³ N)	700	20			
ダイオキシン類(ng-TEQ/m ³)	5				

※硫黄酸化物の基準値は届出値

2号炉		2号炉			
採取場所		煙道	煙道	煙道	煙道
採取日		2025/4/24			
報告日		2025/6/16			
測定項目	基準値				
ばいじん(g/m ³ N)	0.15	<0.01			
硫黄酸化物(mN/h)	()内の数値	0.1(65.9)			
窒素酸化物(ppm)	250	140			
塩化水素(mg/m ³ N)	700	70			
ダイオキシン類(ng-TEQ/m ³)	5				

※測定回数 ・ばい煙(排ガス)測定:年2回以上(大気汚染防止法施工規則第15条)
・ダイオキシン類測定:年1回以上(ダイオキシン類対策特別措置法第28条)